

改正民法が建築士業務に与える 影響等に関する説明会

この度、民法が120年ぶりに改正され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。この改正では、

- ① 約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する。
- ② 現在の裁判や取引の業務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取り易くする改正を行っております。

建築業界にも影響があり、次の4点が重要となります。

1. 「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること
2. 「契約不適合」の効果（追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権）
3. 消滅時効等の期間制限
4. 建築物請負契約の解除

この度、高知県建築士会では、日本建築士会連合会が作成したDVDを利用し、標記説明会を実施することとしました。非常に重要な内容となりますので、ぜひ受講されますようお願いいたします。

開催日時 令和2年3月25日（水）13:30~16:00（受付13:00~）

会場 高知県建設会館 4階ホール（高知市本町4-2-15）

受講料 士会会員 2,000円 / 一般 3,000円（テキスト代含む）
※※受講料は当日徴収いたします※※

受講科目 1. 民法改正について（50分） 講師 大森有理（弁護士：大森法律事務所）
2. 民法改正が工事請負契約に与える影響（60分）
講師 後藤伸一（明治大学大学院客員教授：ゴウ総合計画）
3. 改正民法が設計監理契約に与える影響（26分）
講師 川崎修一（川崎建築計画事務所）

募集人員 50名（定員になり次第締め切ります。）

申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、ファックスにてお申し込みください。

住所		勤務先名	
氏名		会員区分	会員 / 一般
TEL		FAX	

送付先 → (公社) 高知県建築士会 FAX 088-822-0612 締切 3月23日（月）

事務局使用欄

お申込みありがとうございました。お申込み番号は

この用紙が受講券となりますので、
当日必ず受付に提出してください。

番です。